

平成二十六年二月二十六日提出  
質問 第五三三号

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書

外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館（以下、「大使館」という。）に配置された後に所在がわからなくなった日本画「潮の舞」に関し、これまでの答弁書でその消息を調べるべく調査が行われており、また「大使館」として、「潮の舞」の消息についてウズベキスタン当局にも協力を要請していることが明らかにされている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第二八号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、平成二十二年七月三十日に「大使館」から外務本省に対し、公電で報告がなされて以降は、本年二月七日に報告がなされていることが明らかにされている。直近の報告と、それ以前の報告との間に約三年七か月もの空白期間があるのはなぜか。

二 平成二十二年七月三十日と本年二月七日に「大使館」から外務本省に対して報告がなされる間、外務省として「大使館」に対し、「潮の舞」についてどのような指示を送っていたのか、詳細に説明されたい。

三 「潮の舞」の消息に関する公電の報告がなされた本年二月七日は、当方が前回質問主意書を提出した日にちである。右日にちが一致しているのはなぜか。外務省の見解如何。

四 二で挙げた約三年七か月の間、外務省並びに「大使館」は真剣に「潮の舞」の消息を調べていたのか。

当方が本年二月七日に質問主意書を提出したことを受け、急ぎ調査をし、同日に公電による報告を「大使館」にさせたというのが実情ではないのか。

五 前回質問主意書で、岸田文雄外務大臣として、国民に対し「潮の舞」に関してきちんとした説明をし、税金で購入したものの消息が分からなくなったことについて謝罪をする考えはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「『潮の舞』の所在については調査がまだ終了していないことから、現時点では、その結果について対外的な説明を行っていない」との答弁がなされている。「調査がまだ終了していない」とあるが、いつまで調査を続ける予定でいるのか。

六 「潮の舞」の調査が終了することを待つのではなく、税金で購入したものの行方が分からなくなったことに対し、政府、外務省として国民に明確な説明を一度すべきではないのか。岸田大臣の見解如何。右質問する。